

元気でいきいきとした生活を

市では、住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らしていけるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施し、介護予防の推進に取り組んでいます。
問い合わせ＝健康長寿課長寿支援係（☎内線557）

介護予防サービスで生活機能を改善させましょう

保健・医療の専門職による、生活機能の改善・維持を目的とした短期集中型の介護予防サービス（通所型サービスC事業）を実施します。

場所、期日などは、下記のとおりです。

募集人数＝各20人（先着順）

費用＝介護保険負担割合証に応じて、1回につき事業費（3,500円）の自己負担分（1～3割）

対象＝要支援1・2の人、基本チェックリストを実施し該当となった事業対象者※基本チェックリストは、健康長寿課、新里・黒保根支所市民生活課、各地域包括支援センターで実施できます。

申し込み＝担当ケアマネジャーに相談のうえ、ケアプランと申請書を直接健康長寿課へ。申請用紙は健康長寿課（市役所1階）と市ホームページにあります。

●運動器の機能向上プログラム

機能訓練指導員認定柔道整復師などによる、体操や筋力向上のための運動※送迎は要相談

事業所名	場所	期日・時間
桐生・みどり市柔道整復師会	青年の家（仲町一丁目）	6月9日から8月18日の毎週火曜日（6月30日を除く）午後1時30分から

●複合型プログラム

理学療法士または作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士などによる、運動・栄養・口腔こうくうについての講話や実習※送迎あり（送迎範囲は要相談）

事業所名	場所	期日・時間
医療法人山育会日新病院	日新病院（菱町三丁目）	7月～9月※詳細は広報きりゅうでお知らせする予定です
医療法人社団にさと会介護老人保健施設さくら苑	新里総合センター（新里町武井）	①6月4日から7月16日までの毎週木曜日、7月30日（木）、8月6日（木）・11日（火）・20日（木）・27日（木）、午前10時から ②令和3年1月～3月※詳細は広報きりゅうでお知らせする予定です

介護予防教室の受託事業者を募集します

介護保険法に基づき、65歳以上の高齢者を対象とした介護予防普及啓発のための教室を実施するにあたり、業務を委託する事業者を募集します。

委託する内容は、介護予防プログラムの提供（運動器の機能向上を必須とし、栄養改善・口腔機能向上・認知機能低下予防の項目を組み合わせで実施）です。

期間＝7月～令和3年3月（1コース5日間）

対象＝介護予防マニュアルに沿った運動指導がで

きる従事者がいる事業所や団体など

募集数＝市内の各日常生活圏域ごとに1か所で、1事業者1教室を予定

申し込み＝4月24日（金）までに、申請書を直接、健康長寿課（市役所1階）へ。募集要項と申請用紙は、4月6日（月）から24日（金）まで同課と市ホームページにあります。

問い合わせ＝健康長寿課長寿支援係（☎内線557）

福祉助成制度

所得などに応じて利用要件が設けられている場合があります。
助成額など詳しくは、各担当へお問い合わせください。

	対象	内容	問い合わせ
ひとり暮らし高齢者無料入浴券	65歳以上のひとり暮らしの人	市内の公衆浴場などで使える無料入浴券を交付	健康長寿課 長寿支援係 (☎内線 556・557・ 587・588)
鍼灸・マッサージサービス受療券	70歳以上の人	市内の施術所で使える助成券を交付	
介護用車両購入費補助	車いすを使用する65歳以上の人などを介護する家族	介護用車両購入・改造費の一部を補助	
住宅改造補修費補助	60歳以上の人のみで暮らす前年分所得税非課税世帯	住宅バリアフリー改修工事費の一部を補助	
緊急通報装置貸与事業	65歳以上の要支援・要介護認定者だけで暮らす世帯など	簡単な操作で消防本部への緊急通報を行える装置を無料で貸し出し※要件に当てはまらない65歳以上の方は、自己負担で設置可	
「食」の自立支援事業	65歳以上の人のおみの世帯または身体障害者で調理が困難な人	週2回の昼食配達・安否確認	
在宅ねたきり高齢者調髪利用券	6か月以上寝たきりの65歳以上の人	訪問理・美容を無料で受けられる利用券を交付	
在宅ねたきり高齢者紙おむつ利用券	65歳以上の要介護4・5で、6か月以上寝たきりの人を在宅で介護する家族	紙おむつなどと交換できる助成券を交付	
徘徊高齢者探索システム費用助成	認知症による徘徊行動のおそれがある65歳以上の人を介護する家族	探索システムの利用に係る登録費用などを助成	
福祉タクシー券	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級を持つ在宅の人	初乗り料金が無料になる福祉タクシー券を交付※自動車税の減免を受けている人や、重度身体障害者移動支援事業を利用している人は除く	福祉課 障害福祉係 (☎内線 259・266・ 282・398・ 399)
重度障害者移動支援	身体障害者手帳1・2級を持ち、一般の交通手段の利用が困難な在宅重度障害者など	リフトやスロープ付乗用車などを運行して移動を支援※自動車税の減免や福祉タクシー券の交付を受けている人は除く	
じん臓機能障害者等通院交通費補助	じん臓機能障害の身体障害者手帳を持ち、治療を受けている人など	通院交通費を補助※住民税非課税者のみ	
福祉車両の貸し出し	車いすを使用する身体障害者など	助手席回転シート付車両を貸し出し	
在宅重度障害者（児）紙おむつなどサービス利用券	3歳以上65歳未満で在宅生活の重度障害者、同居の介護者	紙おむつと交換できる助成券を交付※ほかの制度で紙おむつの交付を受けている人は除く	
在宅重度身体障害者等訪問入浴サービス	肢体不自由の身体障害者手帳1・2級で、入浴に全介助が必要な在宅の人	入浴車で訪問し入浴を介助※障害福祉サービスや介護保険において相当のサービスを受けている人は除く	
要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業	在宅で医療的ケアの必要な、重症心身障害児（者）を介護する家庭	長時間の訪問看護の費用を助成	
福祉医療費助成制度	重度心身障害者など	医療費を認定により助成	医療保険課 医療助成係 (☎内線257)

身体障害者等奨学助成金給付

問い合わせ＝福祉課障害福祉係（☎内線266）

自身か両親に一定以上の障害がある場合、奨学助成金が受給できます。審査会を経て、申請者の口座へ年2回に分けて振込みます。

対象＝自身が身体障害者手帳1級から4級のいずれかを持っている、または両親のいずれかが、身体障害者手帳1級もしくは2級を持っている人で、市内に居住し、高校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校、特別支援学校高等部に在学中の人

申し込み＝6月1日（月）までに、在学証明書（発行日が4月1日以降のもの）、身体障害者手帳、印、通帳を持参のうえ、申請書を直接、福祉課（市役所1階）へ。申請用紙は同課にあります。

給付金額（年額）	本人が障害者	親が障害者
高校、高専、専修学校、各種学校	60,000円	30,000円
大学（短大を含む）	80,000円	40,000円
特別支援学校高等部	40,000円	20,000円